



栃木県公報

平成 22 年
5月 7日(金)
第2169号

目 次

規 則	
○栃木県病院事業財務規則の一部改正	383
○栃木県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部改正	383
告 示	
○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定	384
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る変更	384
訓 令	
○栃木県公印規程の一部改正	384
公 告	
○平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施	385
○土地改良区連合役員の退就任	386
○県営土地改良事業の工事完了	387

規 則

栃木県規則第三十五号

栃木県病院事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年五月七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県病院事業財務規則の一部を改正する規則

栃木県病院事業財務規則（昭和六十一年栃木県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「管理部長」を「副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(医事厚生課)

栃木県規則第三十六号

栃木県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年五月七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

栃木県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成十三年栃木県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年五月十九日から施行する。

(住宅課)

告 示

栃木県告示第281号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成22年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	施 設		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サービ スの 種 類	入 所 定 員 (人)
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地			
0910100973	真純乃園	宇都宮市大谷町1987番地2	社会福祉法人真純乃郷福祉会	宇都宮市大谷町1987番地2	平成22年5月1日	生活介護施設入所支援	30

栃木県告示第282号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年5月7日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		変 更 の 年 月 日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0921000030	待降寮（グループホーム第4待降寮）	大田原市紫塚一丁目2693番地74	社会福祉法人エルム福祉会	大田原市中田原381番地1	平成22年4月1日	共同生活介護 共同生活援助

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

訓 令

栃木県訓令第9号

本 庁
 出 先 機 関
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所
 教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 議 会 事 務 局
 警 察 本 部 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年五月七日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和四十九年栃木県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「とちぎりハビリテーションセンター管理部長」を「とちぎりハビリテーションセンター副所長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(文書登録済)

公 告**○平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成22年5月7日

栃木県知事 福田 富 一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

平成22年8月17日（火） 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

栃木県立衛生福祉大学校（宇都宮市陽南4-2-1）

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6に記載する提出先へ提出すること。なお、所定用紙は各健康福祉センター、宇都宮市保健所、県保健福祉部薬務課で平成22年6月4日から配布する。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部（所定用紙使用）
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1部（所定用紙使用）
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1部（所定用紙使用）

6 出願期限及び提出先

出願期間は、平成22年7月5日（月）から同月7日（水）までとする。

県内居住者は、住所等を管轄する各健康福祉センター・宇都宮市保健所に提出すること。

県外居住者は、栃木県保健福祉部薬務課へ提出（郵送による場合は書留とし、平成22年7月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）すること。

7 受験通知

受験願書提出者には受験番号を記載した受験票を試験期日までに送付する。

8 試験結果の発表

平成22年9月15日（水）午前10時に、栃木県ホームページ及び栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター、宇都宮市保健所の掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

（平成22年9月29日（水）午後4時までの掲示とする。）

なお、電話による問い合わせには応じない。

また、合格者には発表日から10日以内に合格証書を郵送する。

9 受験手数料

10,500円（栃木県収入証紙で納付すること。）

(薬務課)

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年5月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原土地改良区連合	理 事	加藤 昌男		那須塩原市上中野506	22.4.11	
	〃	千保 一夫		大田原市若草2-1817	〃	
	〃	渡辺 喜美	渡辺 喜美	那須塩原市西朝日町15-12	〃	22.4.12
	〃	菊地 敬治	菊地 敬治	〃 末広町53-2	〃	〃
	〃	高野 廣一	高野 廣一	〃 青木596	〃	〃
	〃	小林 憲治	小林 憲治	〃 二区町372	〃	〃
	〃	猪瀬 清	猪瀬 清	〃 上赤田310	〃	〃
	〃	印南 洋人	印南 洋人	〃 接骨木93-1	〃	〃
	〃	熊倉 憲男	熊倉 憲男	〃 遅野沢790	〃	〃
	〃	阿久津倉一	阿久津倉一	〃 箭坪383	〃	〃
	〃	大田原 博	大田原 博	〃 木綿畑602	〃	〃
	〃	相馬 春夫	相馬 春夫	〃 高林2062	〃	〃
	〃	月井 秋夫	月井 秋夫	〃 戸田6-14	〃	〃
	〃	阿久津 実	阿久津 実	〃 青木1501	〃	〃
	〃	澤田 吉夫	澤田 吉夫	〃 鍋掛1092	〃	〃
	〃	鈴木 宏忠	鈴木 宏忠	〃 上厚崎447-2	〃	〃
	〃	菊地 武司	菊地 武司	〃 鍋掛268	〃	〃
	〃	大島 昇	大島 昇	〃 井口313	〃	〃
	〃	磯尾 義親	磯尾 義親	大田原市湯津上2944-2	〃	〃
	〃	磯 紘一	磯 紘一	〃 奥沢197	〃	〃
	〃	川又 康夫	川又 康夫	〃 佐良土1238	〃	〃
	〃	榊原 康仁	榊原 康仁	〃 蛭田1974	〃	〃
	〃	高橋 勇丞	高橋 勇丞	〃 滝沢437	〃	〃
〃	高橋 一雄	高橋 一雄	〃 奥沢221	〃	〃	
〃	小山田正好	小山田正好	〃 小滝1748	〃	〃	
〃	栗川 仁	栗川 仁	那須塩原市北和田331	〃	〃	

理 事		磯 勇	那須塩原市唐杉239		22. 4 .12
〃		津久井富雄	大田原市上奥沢594		〃
監 事	榎本 建司	榎本 建司	那須塩原市北二つ室350	22. 4 .11	〃
〃	井上 徹男	井上 徹男	〃 青木1958	〃	〃
〃	蛭田 衛	蛭田 衛	大田原市新宿601	〃	〃

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営佐野用水地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成21年 5 月26日

（農地整備課）